

薬食発1029第1号
平成26年10月29日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第117号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる8物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定した。

- ① $N-(1\text{-アミノ}-3\text{-メチル}-1\text{-オキソブタン}-2\text{-イル})-1-(5\text{-クロロペンチル})-1\text{H-インダゾール}-3\text{-カルボキサミド}$ 及びその

塩類

- ② ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1 H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③ ナフタレン-1-イル=1-ペンチル-1 H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ④ ナフタレン-1-イル (9-ペンチル-9 H-カルバゾール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑤ (4-メチルピペラジン-1-イル) (1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑥ メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- ⑦ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- ⑧ メチル=3-メチル-2-(1-ペンチル-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド) ブタノアート及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（平成26年10月29日）から起算して10日を経過した日（平成26年11月8日）から施行する。